令和５年度
第 11 回千歳市農業委員会総会議事録

千歳市農業委員会

令和５年度第 11 回千歳市農業委員会議事録

日　　時　　令和６年２月２９日（木）　　１３時５５分開会
　　１４時４１分閉会
開催場所　　千歳市役所議会棟　２階　大会議室

１　出欠状況　（出席委員１７名、欠席委員３名）

１番	平沖道徳	出席	
２番	今務	出席	
３番	三溝健雄	出席	
４番	平岡日出男	出席	
５番	髙橋正	欠席	
６番	今鉄雅	欠席	
７番	宮澤徳夫	出席	
８番	山形繁雄	出席	
９番	鈴木弘樹	出席	
１０番	川端智之	出席	
１１番	佐々木雅宏	出席	
１２番	片桐好英	出席	
１３番	平井久	出席	
１４番	藤田勝久	出席	
１５番	清水利一	出席	議事録署名委員
１６番	樋口司	欠席	
１７番	黒澤譲治	出席	議事録署名委員
１８番	中村由美子	出席	
１９番	工藤信二	出席	
２０番	長島信行	出席	

２　事務局職員出席状況

事務局長	松石博司
管理課長	上田創一
企画振興係長	小野美幸
農地係長	小川宏明
農地係主任	松川裕

３　議事日程

日程第１　　開会宣言
日程第２　　会長挨拶
日程第３　　議事録署名委員の指名
日程第４　　諸般の報告
日程第５　　報告の部
　　報告第１号　専決処分の報告について（農業委員会事務職員の人事異動）
　　報告第２号　専決処分の報告について
　　（農地法第 18 条第 6 項合意解約の通知）
日程第６　　協議の部
　　議案第１号　農地法第 3 条の規定による許可申請について
　　議案第 2 号　農地法第 4 条の規定による許可申請について
　　議案第 3 号　令和 5 年度第 7 号農用地利用集積計画の決定について
日程第７　　その他

議　事　次　第

＜日程第１　開会宣言＞

事　務　局　長　　ただ今から、令和 5 年度第 11 回農業委員会総会を開会いたします。本日、5 番、髙橋委員、6 番、今鉄雅委員、16 番、樋口委員が欠席する旨、届出がありました。

よって、委員 20 名中、17 名が出席しており、会議は成立いたしました。会議の開催に当たりまして、会長からご挨拶があります。

＜日程第２　会長挨拶＞

会　　長　　皆様、ご苦労様です。

本日もよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから会議を始めます。（13：56）

＜日程第３　議事録署名委員の指定＞

議　　長　　日程第 3、議事録署名委員を指名いたします。

千歳市農業委員会会議規則第 13 条に規定する議事録署名委員には、15 番、清水委員、17 番、黒澤委員を指名いたします。

＜日程第４　諸般の報告＞

議　　長　　日程第 4、諸般の報告を行います。

事務局より説明願います。

事　　務　　局　　令和 5 年度第 10 回総会以降の諸般の事項につきまして、お手元に配布しております資料のとおりであります。

事務局からは、以上です。

＜日程第５　報告の部＞

【報告第１号　専決処分の報告について（農地法第３条の３届出）

議　　長　　次に日程第 5、報告の部に入ります。（13：56）
初めに報告第 1 号を議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　　報告第 1 号について、ご説明申し上げます。
議案書 1 ページをご覧ください。
千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領に基づき、次のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求めます。
令和 6 年 1 月 31 日付けで、農業委員会事務局 △△△△が、退職しております。
以上、報告第 1 号について、ご説明申し上げました。
事務局からは以上であります。

議　　長　　報告事項について、質問がありましたらお受けいたします。

（質問なし）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第 1 号を報告済といたします。

【報告第２号　専決処分の報告について（農地法第 18 条第 6 項合意解約の通知）】

議　　長　　次に報告第 2 号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　報告第 2 号について、ご説明申し上げます。
議案書 2 ページをお開きください
農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借等の合意解約の通知があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。
今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借等の合意解約は 8 件で、土地の所在等は、議案書 2 ページから 7 ページのとおりです。
はじめに、議案書 2 ページ、整理番号 30 につきましては、令和 2 年 3 月に当事者間で合意解約されていましたが、農業委員会への届

出をしていないことが判明したことから、この度合意解約の通知がありました。現在、届出地は土地所有者が利用しております。
　次に、議案書3ページから5ページ、整理番号31につきましては、借主の法人化に伴い解約する案件であります。
　こちらの土地につきましては、後ほど議案第1号において農地法第3条による使用貸借としてお諮りする予定であります。
　次に、議案書5ページから6ページ、整理番号32から36までにつきましては、借主の法人化に伴い解約する案件であります。
　こちらの土地につきましては、後ほど議案第3号において農用地利用集積計画の決定に基づく賃貸借案件としてお諮りする予定であります。
　最後に、議案書7ページ整理番号37・38で解約のあった土地につきましては、売買の意向があるため解約する案件であります。
　こちらの土地につきましては、後ほど議案第1号において、農地法第3条による売買案件としてお諮りする予定であります。
　以上、報告第2号について、ご説明申し上げました。
　事務局からは以上であります。

議　　長　　報告事項について、質問がありましたらお受けいたします。

（質問なし）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第2号を報告済といたします。

＜日程第６　協議の部＞

【議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について】

議　　長　　次に、日程第6、協議の部に入ります。（13：59）
　はじめに、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
　事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第1号について、ご説明申し上げます。
　議案書8ページをお開きください。
　農地法第3条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。

事　　務　　局　　今月の農地法第3条の許可申請は、所有権移転が3件、賃貸借権設定が1件、使用貸借権設定が2件です。

当日配布資料の1ページから15ページに、議案第1号資料として地番図、農地所有適格法人の要件、営農計画書を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。

土地の所在等につきましては、議案書のとおりです。

はじめに、整理番号23は、△△△△さんが、△△△△さんから駒里地区の農地を買い受ける所有権移転案件です。

次に、議案書8ページから9ページ、整理番号24は、長沼町の△△△△さんが離農することに伴う売買案件です。

離農する△△△△さんは、千歳市のほか、長沼町、由仁町にも所有地があり、その全ての土地を、長沼町の△△△△さんが購入します。

譲受人である△△△△さんは農地所有適格法人であり、北海道の広域認定を取得している認定農業者であります。約50haの経営地がある長沼町を中心として、近隣市町村で小麦、大豆等の畑作物の営農を行っております。

長沼町の農業委員会からは営農に問題はない法人であると伺っております。

次に、議案書10ページ、整理番号25は、△△△△さんが、△△△△さんから農地を賃貸借する案件です。

次に、整理番号26は、△△△△さんが、△△△△さんから農地を買い受ける所有権移転案件です。

最後に、議案書11ページから13ページ、整理番号27及び整理番号28は、幌加を中心に営農している△△△△さんが設立した、株式会社△△△△が農地所有適格法人の要件を満たして、使用貸借する新規案件となります。

法人による農地の取得に関しましては、農地法において形態や事業要件等が規定されており、農地所有適格法人として一定の要件を満たす必要があります。当日配布資料の7ページ及び8ページの農地所有適格法人の要件にあるとおり、株式会社△△△△は、農地所有適格法人の要件を全て充足しています。また、当日配布資料の9ページから15ページに営農計画書を添付しております。

整理番号23から28までは、調査書により確認した結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上、整理番号23から28までについてご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは以上であります。

議　　長　　事務局の説明が終わりましたが、整理番号27及び28について、農地小委員会で協議しておりますので、鈴木委員長から協議結果について報告願います。

鈴木委員長　　1月26日に、令和5年度第2回農地小委員会を開催し、農地所有適格法人による農地の権利取得についての審議を行ったので報告します。

当案件については、整理番号27及び28の借受者である 、株式会社△△△△代表取締役の△△△△さんから、法人化の目的や、今後の営農について説明を受けた後、質疑を行いました。

その結果、これまで営農してこられた方の法人化であり、これまで通り安定した経営の継続が期待できると判断したことから、これらの案件を適当と認め、総会に諮ることで意見を集約しております。

私からは以上です。

議　　長　　これより質疑を行います。

今務委員　　会社名の△△△△の意味は何ですか。

事務局　　アイヌ語由来らしいのですが、○○○○、○○○○とか○○○○と言う意味だそうです。

今務委員　　○○○○ですね。分かりました。

議　　長　　他にございませんか。

藤田委員　　整理番号23の駒里の△△さんですが、この方の経営地が2,840㎡の農地を持っておられて、それを今回全部処分するのですね。

議案では規模縮小となっておりますが、離農ではないのですか。

事務局　　この他にも所有地、約○○haを持っています。それは、自分が所属する法人△△△△に貸しています。

経営地としてはこの方はなくなるので0になるのですが、自分が貸し付けた先で、農業をやっていると言う事で、離農ではなく、農業を続けていますという意向があったので、今回0になりますが、規模縮小とさせていただいています。

藤田委員　　分かりました。

議　　長　　他にございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言が無ければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。

【議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について】

議　　長　　次に議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第 2 号について、ご説明申し上げます。
議案書 14 ページをお開きください。
農地法第 4 条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。
なお、可として議決した場合、北海道農業会議に意見聴取を行い、許可相当との意見回答後、許可書を交付することとします。
営農型発電設備の一時転用について、農地法第 4 条の一時転用許可申請があったものです。
当日配布資料の 16 ページをご覧ください。
1、申請者は、千歳市駒里〇〇〇〇番地、△△△△さんで、2、申請内容は、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請となります。
3、申請地は、駒里〇〇〇〇の内、外 3 筆、地目は、公簿が原野、現況は畑で、面積は 4 筆合わせまして 63.238 ㎡であります。
4 の営農計画につきましては後ほどご説明しますので、先に 19 ページをご覧ください。
ここに記載している内容は、23 ページから 28 ページの通知の内容をわかりやすいように要約したものであります。
本日は、このうち要点を絞ってご説明いたします。
(2)の主な許可要件をご覧ください。このうち、重要なものは 10 年以内の一時転用であること、とパネル下部の農地における営農を継続、この 2 点であります。

続きまして、(3)の許可取消要件をご覧ください。このうち、重要なものは営農が行われない場合、と下部の農地の単収が同じ年の地域の平均単収と比較して 2 割以上減少した場合、この 2 点であります。

このように、許可要件の一つに地域の平均単収の割を確保することが求められており、これら許可要件等に照らし合わせた上で、△△△△さんの実績をご説明いたしますので、再び 16 ページにお戻りください。

4、営農計画の(1)をご覧ください。

表の左から順に、年度、市全域におけるハスカップの単収、その単収の 8 割、△△△△さんの実績を載せてあり、一番下の欄は、平均値となっております。

次に 17 ページの(2)をご覧ください。

表の左から順に、年度、総収量、パネル下部収量、パネル下部単収、申請時に提出した計画を載せております。

次に(3)をご覧ください。

令和 6 年度以降における、収量計画を載せております。

表の左から順に、年度、総収量、パネル下部収量、パネル下部単収であります。年々、収量を増加していく計画となっており、16 ページで触れた平成 28 年から令和 5 年の単収の 8 割の平均値である 74.36 kgについては、令和 13 年に到達することとなっています。

本件は、一時転用であるため、転用許可の更新を行うものですが、更新の際は下部の農地での営農の状況について、十分勘案し、総合的に判断することとされていることから、1 月に農地小委員会を開催し、事前に審議いたしました。しかし、この中で委員の皆様から具体的な改善策が必要であるとご意見をいただいたことから、総会にお諮りする前に再審議することを決定し、2 回目となる農地小委員会を今月 16 日に開催したところであります。

32 ページをご覧ください。この 2 回目の農地小委員会では、△△△△さんから新たに提出された改善計画書をもとに審議を行いましたが、当日も委員の皆様から様々なご意見をいただきました。最終的には、改善計画書の一部を見直し、修正を行うとともに、その内容について確実に履行するとのことから、3 年間の経過観察として、総会に諮ることで意見が集約されました。この改善計画書は、そのような経緯で出来上がったものであります。

なお、△△△△さんは認定農業者であることから、10 年間の許可申請が可能ですが、ご説明してきましたとおり、地域の平均単収の 8 割を大幅に割り込んでいることから、3 年間での申請としていただいております。

また、33ページには、ハスカップの知見を有する者として△△△△さんからの意見書を添付しております。意見書の中ほどに、剪定作業と防虫対策を進めることが肝要であるとご意見をいただいております。

最後に、34ページをご覧ください。このような経緯から本審議において可となった場合、許可書の交付にあたりましては、当農業委員会として、34ページの形で意見を附したいと考えております。

以上、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明申し上げました。事務局からは、以上であります。

議　　長　　事務局の説明が終わりましたが、整理番号27及び28について、農地小委員会で協議しておりますので、鈴木委員長から協議結果について報告願います。

鈴木委員長　　1月26日及び2月16日に長島会長、平沖会長職務代理者にも出席いただき、令和5年度第2回、第3回農地小委員会を開催し、農地法第4条の許可申請について、審議を行っておりますので、報告いたします。

1月26日の1回目の農地小委員会では、申請者からこれまでの状況及び今後の営農計画について説明を受け、当委員会委員から質疑応答を行いました。

この結果、更なる具体的な改善策が必要であるとの意見をいだきましたことから、再度、農地小委員会を開催することを決定しました。この決定を受けて開催した2月16日の2回目の農地小委員会では、新たに提出された改善計画書をもとに、再審議を行ったところであります。

再審議においても、委員の皆様から様々な意見が出ましたが、改善計画書の一部を見直し、必要に応じた修正を行うとともに、その内容について履行するとのことから、3年間の経過観察として、総会に諮ることで意見を集約しております。

私からは、以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

平岡委員　　本件は3年でこの数字が出なかった場合は、許可取消になるのですか。

事務局　　まだ、そこまで断言はできないのですが、4月以降に国の方から、営農の結果が思わしくない営農型太陽光発電の事例が散見されると

いうことで、新たに厳しくなったガイドラインが出る予定です。
　内容については、詳細がまだですが、3年後の判断に当たっては、より厳しくなったガイドラインに照らし合わせて判断することになります。現時点では許可取消とは断言できません。

平　岡　委　員　　資料を見ると、取消になった後も、再許可があると思うのですが、改善計画が出された時点で、再許可となるのですか。
　不許可になった場合、撤去する時期が過ぎることもありますよね。
　それなりに施設に設備投資しており、□□円となっていますが作ってしまった者勝ちになることはないのですよね。

事　務　局　　小委員会においては、確かに今後 3 年間で結果がでなければ次は無いという皆さんのご意見も出ましたので、△△△△さんとしてはその部分は肝に銘じていると思います。
　経過観察として、今までやらなかった部分をやると取り決めをしたという事が今回のルールなので、まずはそれをしっかりやっていただいて、事務局も 1 年ずつ、更に実施対応策、やったことの報告をもらう事になっておりますので、より定点観察で定期的に注視していきたいと考えております。

平　岡　委　員　　4月から国から新しいガイドラインが示されるとのことですが、今回の許可が下りた場合、これに対しては無効なのですか。

事　務　局　　はい。そのガイドラインは許可が下りて、新しく更新期間が来るものに対して、適用されるという文言が記述されておりましたので、今回の△△△△さんでいいますと令和 9 年の 3 月の時点でそのガイドラインに照らしてどうかと言う事で、逆にいうとそれまでの、令和 7 年 8 年辺りはそのガイドラインに照らし合されない事となります。

平　岡　委　員　　はい。ありがとうございます。

議　　長　　他にございませんか。

今　務　委　員　　この、8割と言うのが現実可能なのですか。他の事例で現実8割達成している方がいるからこのような数字になっているのか、どうなのですか。

事　　務　　局　　全国的に営農型太陽光発電の事例を見ると、下部の農地の作物にはハスカップに限らず、色々な作物でやっていますが、8 割達成している所もあります。それが全体の何割かということまでは押さえておりません。農水省のホームページに事例が 20 から 30 程公表されており、それを見ても問題なく営農している事例もあります。

今　務　委　員　　分かりました。

事　　務　　局　　平岡委員のご質問への補足ですが、これは 3 年間の許可なので、次の許可は 3 年後になります。その時に 8 割に達成していなくても、直ちに不許可と言う事ではなくて、令和 13 年には到達する計画として提出がありましたので、まずはこの計画の通り順調に育ってくれれば、今回の許可を認めましょうかと言うのを前回の許可で行っております。それを踏襲して令和 13 年に 8 割を到達するような階段を上っていってほしいと言う事で、ますは、毎年の計画をクリアする事を目的に営農していただきます。今務委員のご質問については、全国的の事例の 8 割は上手く行っているはずです。上手く行っていない事例は 2 割だったと思います。

今　務　委　員　　厳しい 8 割と言う数字ではないのですね。

事　　務　　局　　そうですね。ただ、その 2 割の中には極端にひどい所もあり、捨て作りしている所もありますが、牧草や榊を作って 8 割を達成している所もあると聞きます。

平　沖　委　員　　許可要件の所に 10 年以内の一時転用であること、認定農業者の場合と記載がありますが、△△△△さんの場合だと、いつから 10 年なのですか。

事　　務　　局　　当初、最初の申請は平成 27 年ですが、平成 30 年に法改正がありまして、その時から認定農業者は 10 年の申請が可能となり、そこを捉えると 10 年の申請も可能ではありますが、話の中にありました理由により 3 年間の許可となっております。

平　沖　委　員　　期限切れになったら、更新するのですよね、継続するためには。

事　　務　　局　　そうですね。継続するためには更新の申請をすることになります。

平　沖　委　員　　10年で終わりと言われたら困りますよね。
　当日配布資料の17ページでは令和13年に市内の平均8割に達成されそうな事になっていますが、これは15年位までの間に平均の8割を達成すれば良いと言う事なのですよね。

事　　務　　局　　先ほど課長からも話がありましたが、本当は8割、今の時点でも、過去においても達成していなければならないので、この計画の通りやったとしてもそれは本来ではありません。
　この計画は△△△△さんが作成してきた物で、出来たとしても令和13年に8割を達成する計画となっております。

平　沖　委　員　　8割を達成するには、△△△△さんが示している収量計画の通りになってほしいですね。
　分かりました。ありがとうございます。

議　　長　　他にございませんか。

黒　澤　委　員　　当日配布資料の17ページのハスカップの収量実績で令和4年度だけ、なぜこんなに低いのですか。

事　　務　　局　　この年は大雪で積雪により枝が折れる事象がありまして、千歳市全体の収量も落ちている年であり、その傾向を受けて、△△△△さんも落ち込んでおります。

黒　澤　委　員　　分かりました。

議　　長　　他にございませんか。

平　沖　委　員　　補足ですが、千歳は割と風がある所で、花の時期に強風が吹いたりすると花が飛んでしまうのです。そうするとそこはもう実がならないので、そのような気象条件なので、特に根志越の△△△△さんが作っている所は防風林がありますが、最初は防風林の背が低いため苦労したと聞いております。また樹が大きくなれば雪害の被害も大きくなると聞いております。参考までに。

議　　長　　他にございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。

【議案第３号　令和５年度第７号農用地利用集積計画の決定について】

議　　長　　次に議案第 3 号、令和 5 年度第 7 号農用地利用集積計画の決定について、整理番号、利 72 から利 82 までを議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第 3 号について、ご説明申し上げます。
議案書 15 ページをお開きください。
農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり農用地利用集積計画の決定を千歳市長から求められたので審議意見を求めます。
当日配布資料の 35 ページから 47 ページに議案第 3 号資料として地番図及び農地保有合理化事業のフロー図を添付しておりますので説明と合わせてご確認願います。
今月の案件は、所有権移転が 1 件、利用権設定が 11 件になります。
土地の所在等は議案書のとおりです。
はじめに、整理番号利 72 から利 82 までをご説明いたします。
議案書 15 ページから 17 ページ、整理番号利 72・利 73 は、農地保有合理化事業として、令和 5 年度第 8 回総会議案第 2 号農用地利用集積計画で公益財団法人北海道農業公社が買受けた農地を、事業参加申込みを行った農業者に一時貸付する案件になります。
なお、整理番号利 73 の△△△△さんについては、先ほど議案第 1 号でお諮りした通り、法人化しておりますが、この保有合理化事業には個人名義で事業参加申込を行っていたため、まずは△△△△さん個人で賃貸を行いますが、来月以降、借主を法人に変更する予定となっております。
次に議案書 17 ページをご覧ください、整理番号利 74・75 は利用集積計画で設定された賃貸借契約の期間満了により、公益財団法人道央農業振興公社を介して、賃貸借契約を更新する案件になります。
続きまして議案書 18 ページをご覧ください。

整理番号利76・77は、利用集積計画で設定された賃貸借契約の期間満了により、公益財団法人道央農業振興公社を介して、賃貸借契約を更新する案件になります。

続きまして議案書19ページをご覧ください。

整理番号利78から利80までは、報告第2号で解約のあった、これまで△△△△さん個人が賃貸借していた農地について、今回、△△△△さんが新たに設立した法人で賃貸借契約を結び直す案件となります。

続きまして議案書20ページをご覧ください。

整理番号利81から利82までは、報告第2号で解約のあった、これまで△△△△さん個人が賃貸借していた農地について、今回、△△△△さんが新たに設立した法人で賃貸借契約を結び直す案件となります。

これらの計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件各号を満たしております。

以上、整理番号利72から利82までについて、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　発言がなげればこれで質疑を終わります。

お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。

議　　長　　次に、整理番号、所18を議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律、第31条第1項の議事参与の制限の規定により、●●委員の退席を求めます。

暫時、休憩します。（14：37）

（●●委員、退室）

議　　長　　再開します。（14：37）
事務局より説明願います。

事　務　局　　続きまして議案書 20 ページをご覧ください。
整理番号所 18 は、泉郷の△△△△さんが、すでに離農している△△△△さんから農地を買い受ける規模拡大案件になります。
計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件各号を満たしております。
以上、整理番号所 18 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。
●●委員の退席を解きます。暫時、休憩します。（14：38）

（●●委員、入室）

議　　長　　再開します。（14：38）
これで本日付議された議案はすべて審議を終了しましたが、各委員から意見等がありましたら挙手をお願いします。

（発言なし）

議　　長　　なければ、事務局からの報告をお願いします。

※事務局より次の事項について、報告があった。
資料 1　農業政策と予算に関する要望意見について
口 頭　第 12 回総会開催場所について
口 頭　第 2 回農業者年金加入推進班会の開催について

口 頭　図書目録2024年第1版の配布について
口 頭　第1回農政小委員会の開催について

＜閉会宣言＞

議　　長　　これをもちまして、本総会を閉会いたします。
お疲れさまでした。（14：41　閉会）